

毎月勤労統計調査について

I 令和6年における変更点等

毎月勤労統計調査地方調査

厚生労働省が標本の部分入替え(令和6年1月実施)を行ったことにより、指数等には一定の断層が含まれるため、時系列比較を行う際には留意が必要である。

鳥取県では、令和6年1月調査で対象事業所(事業所規模5人以上)のうち約3割の入替が行われた。

令和6年1月分確報公表時に、労働者数推計を当時利用できる最新のデータ(令和3年経済センサス-活動調査)に基づき更新(ベンチマーク更新)した。ベンチマーク更新に伴い常用雇用指数及びその増減率は、過去に遡って改訂している。賃金・労働時間及びパートタイム労働者比率の令和6年(1月分確報以降)の前年同月比等については、令和5年にベンチマーク更新を行った参考値を作成し、この参考値と令和6年の値を比較することによりベンチマーク更新の影響を取り除いて算出しているため、指数から算出した場合と一致しない。

(参考) <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/maikin-kaisetsu-20240408.pdf>

II 調査の概要

1 毎月勤労統計調査地方調査

毎月勤労統計調査地方調査は、日本標準産業分類に基づく16大産業(「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業(その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く)」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)(外国公務を除く)」)に属する常用労働者5人以上の事業所の賃金、労働時間及び雇用の変動を明らかにすることを目的とする調査である。

調査対象事業所は、常用労働者を常時5人以上雇用する事業所のうち、厚生労働大臣が指定した約460事業所である。

2 毎月勤労統計調査特別調査

(1) 調査の概要

毎月勤労統計調査特別調査は、日本標準産業分類に基づく16大産業に属する常用労働者1人以上4人以下の事業所の賃金、労働時間及び雇用の実態を明らかにして、毎月実施されている常用労働者5人以上の事業所に関する「全国調査」及び「地方調査」を補完することを目的とする調査である。

調査対象事業所は、令和3年経済センサス-活動調査の調査区に基づいて設定した毎勤特別調査区のうちから、無作為に抽出された調査区内に所在する常用労働者1人以上4人以下を雇用する約460事業所である。

(2) 調査の時期

令和6年6月の最終給与締切日の翌日から7月の最終給与締切日までの1か月間(特別に支払われた現金給与額については、令和5年8月1日から令和6年7月31日までの1年間)の状況について、令和6年8月及び9月に調査を実施した。

III 用語の説明

1 現金給与額

賃金、給与、手当、賞与その他の名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に通貨で支払うもので、所得税、社会保険料、組合費、購買代金等を差し引く前の金額である。退職を事由に労働者に支払われる退職金は、含まれない。

・現金給与総額

以下に述べるきまって支給する給与と特別に支払われた給与の合計額。

・きまって支給する給与(定期給与)

労働協約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によっ

て支給される給与でいわゆる基本給、家族手当、超過労働手当を含む。

・ 所定内給与

きまって支給する給与のうち次の所定外給与以外のもの。

・ 所定外給与（超過労働給与）

所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や、休日労働、深夜労働に対して支給される給与。時間外手当、早朝出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等である。

・ 特別に支払われた給与（特別給与）

労働協約、就業規則等によらず、一時的又は突発的事由に基づき労働者に支払われた給与又は労働協約、就業規則等によりあらかじめ支給条件、算定方法が定められている給与で以下に該当するもの。

- ① 夏冬の賞与、期末手当等の一時金
- ② 支給事由の発生が不定期なもの
- ③ 3か月を超える期間で算定される手当等（6か月分支払われる通勤手当等）
- ④ いわゆるベースアップの差額追給分

2 実労働時間、出勤日数

労働者が実際に労働した時間数及び実際に出勤した日数。休憩時間は給与支給の有無にかかわらず除かれる。有給休暇取得分も除かれる。

・ 総実労働時間数

次の所定内労働時間数と所定外労働時間数の合計。

・ 所定内労働時間数

労働協約、就業規則等で定められた正規の始業時刻と終業時刻の間の実労働時間数のことである。

・ 所定外労働時間数

早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等の実労働時間数のことである。

・ 出勤日数

業務のため実際に出勤した日数。1時間でも就業すれば1出勤日とする。

3 常用労働者

常用労働者とは、

- ① 期間を定めずに雇われている者
- ② 1か月以上の期間を定めて雇われている者

のいずれかに該当する者のことをいう。

- ・ 一般労働者：常用労働者のうち、次のパートタイム労働者でない者をいう。
- ・ パートタイム労働者：常用労働者のうち、

- ① 1日の所定労働時間が一般の労働者より短い者
- ② 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも短い者

のいずれかに該当する者をいう。

IV 利用上の注意

1 毎月勤労統計調査地方調査

- ・ この調査結果は、令和6年1月分から令和6年12月分までの毎月勤労統計調査地方調査における賃金、労働時間及び常用労働者数の年平均を取りまとめたものである。
- ・ 賃金と労働時間については、一人当たり月間値の年平均である。
- ・ 事業所規模5人以上の集計には、事業所規模30人以上の事業所も含まれており、「鉱業、採石業、砂利採取業」及び「不動産業、物品賃貸業」は調査対象事業所が少ないため非公表とするが、調査産業計には含まれる。
- ・ 前年比は、指数により算出しており実数で計算した場合と必ずしも一致しない。
- ・ 毎月勤労統計調査地方調査の表章産業について
平成29年1月公表時から、平成25年10月に改定された日本標準産業分類に基づく

ものとしている。ただし、表章産業の名称に変更はなく、平成28年以前の結果と単純に接続させる扱いとしている。

「電気・ガス・熱供給・水道業」は「電気・ガス業」、「学術研究、専門・技術サービス業」は「学術研究等」、「宿泊業、飲食サービス業」は「飲食サービス業等」、「生活関連サービス業、娯楽業」は「生活関連サービス等」、「サービス業（他に分類されないもの）」は「その他のサービス業」と表示する。

「家具・装備品」、「化学、石油・石炭」、「ゴム製品」、「窯業・土石製品」、「非鉄金属製造業」、「はん用機械器具」、「生産用機械器具」、「業務用機械器具」及び「その他の製造業」は、一括集計し「Eその他」と表示する。

「飲食店」及び「持ち帰り・配達飲食サービス業」は、一括集計し「Mその他」と表示する。

「保健衛生」及び「社会保険・社会福祉・介護事業」は、一括集計し「Pその他」と表示する。

「廃棄物処理業」、「自動車整備業」、「機械等修理業」、「職業紹介・労働者派遣業」、「政治・経済・文化団体」、「宗教」及び「その他のサービス業」は、一括集計し、「Rその他」と表示する。

・ 指数及び前年比の改訂について

調査対象事業所のうち30人以上規模の事業所の抽出方法は、従来の2～3年に一度行う総入替え方式から、毎年1月分調査時に行う部分入替え方式に平成30年から変更した。

賃金、労働時間指数とその前年比は、総入替え方式のときに行っていた過去に遡った改訂は行っていない。

常用雇用指数とその前年比は、令和6年1月分公表時に、労働者数推計を当時利用できる最新のデータ（令和3年経済センサスー活動調査等）に基づき更新（ベンチマーク更新）し、過去に遡って改訂している。

・ 基準年の変更に伴う指数の改訂について

令和4年1月分公表時から、指数は、令和2年平均を100とする令和2年基準とする。

これに伴い、令和4年1月分以降と比較できるように、令和3年12月分までの指数を、令和2年平均が100となるように改訂した。令和3年12月分までの前年比は、改訂前の指数で計算しているため、改訂後の指数で計算した場合と必ずしも一致しない。

2 毎月勤労統計調査特別調査

・ 前年比及び前年差は、表彰単位の数値から算出している。